

日EU経済連携協定に基づく関税割当対象品目の再割当受付情報
(令和8年9月1日～令和9年3月12日申請受付分)

標記の件に関し、数量等は以下のとおり。

注：

- (1)TRQ－23については、8月25日現在、割当可能な数量(再割当枠)はありませんが、他品目と同様に割当て希望数量を申請することができます。
- (2) 8月25日以降に返還される数量については、順次、再割当枠に算入し、9月1日からの申請順に審査の上、割当てを行います。
- (3) 9月1日から翌年3月12日までの間に行われた申請については、審査・割当てを受けるまで有効です。
- (4) 割当てを希望する者は、申請期間内であれば、いつでも申請可能です。

(単位:トン、小数点位以下四捨五入表示)

公表 番号	品目名	受付の有無	第2回割当て以降に 返還された数量	再割当枠
TRQ－23	バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳(※)	受付あり	0	—
TRQ－25	チーズ	受付あり	40	10,828

注) ※は、全乳換算数量による割当品目

【お問合せ先】
・公表番号TRQ－23及び25： 畜産局牛乳乳製品課 代表：03-3502-8111(内線)4930 ダイヤルイン：03-6744-2127
・全体： 輸出・国際局国際経済課 代表：03-3502-8111(内線)3469 ダイヤルイン：03-6744-7165